

Q 1 知的障害者とは、どういう障害を持つ人たちなのでしょうか。精神障害者とはどう違うのですか。

知的障害は、全般的な「知的機能」（物事を理解・記憶・推理する能力 経験を役立てる学習能力 抽象的に思考する能力）が明らかに平均よりも低く、同時に「適応行動」における障害を伴う状態で、それが発達期（18才未満）に表れると知的障害（精神遅滞）と言われます。

知能検査（Q6参照）はいろいろありますが、一般的なWISC-RなどでだいたいIQ70を境にして、それ以下を知的障害があるという風に判断されることが多いです。

「知的障害（者）」の用語が用いられた法律として、障害者基本法（2条）や知的障害者福祉法がありますが、これらの法律には「知的障害（者）」の定義規定はありません。

本書において、弁護士が何らかの法的援助の対象とする「知的障害者」とは「療育手帳が交付されているか否かにかかわらず、発達期にあらわれた知的機能の障害のため、日常生活に支障が生じており、何らかの特別な援助を必要とする状態にある者」としたいと思います。

「精神障害者」については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律5条に「精神分裂病、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。」と定義されています。従って同法の定義によれば知的障害者は精神障害者に含まれるということになります。